

第6回和歌山地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成17年9月30日(金)午前10時から午前12時まで

第2 開催場所

和歌山地方裁判所第1会議室

第3 出席者

(委員)

石橋徳子, 宇田川力雄, 岡田隆弘, 岡久幸治, 岡本 浩, 佐本桂子,
寺下能明, 西中美裕, 畑 純一, 樋口裕晃, 三吉 修, 矢野裕一
(五十音順, 敬称略) 浅井和子委員は都合により欠席

(事務担当者)

油谷和夫, 森川守一, 打田 實

(庶務)

藤田康夫, 小切俊昭

第4 議事〔発言者/ : 委員長, : 1号委員(学識経験者), : 2号委員
(弁護士), : 3号委員(検察官), : 4号委員(裁判
官), : 事務担当者又は庶務〕

1 開会

2 新任委員紹介

3 議題

- ・ 和歌山地方裁判所委員会の運営について, 岡久委員長から説明がなされた。
- ・ 従前の議事等について, 岡久委員長から報告がなされた。
- ・ 意見交換
- ・ 「司法の窓」及び「裁判員制度全国フォーラム in 和歌山」について岡

久委員長から説明がなされた。

4 意見交換

今回の委員会においては、学識経験者委員 8 人のうち 7 人が交替したことから、まず、新任の委員から、従前、裁判所に対して持っていたイメージ、和歌山地裁の印象など、率直な御意見をお聴かせいただきたい。

法曹は高度な専門知識を持った人たちであり、遠い存在という印象がある。

裁判員制度では、国民に身近なものとして認知してもらえるよう、県としてもどんな働きかけができるのか、啓発、啓蒙の広報をしてゆきたいと思う。

国民にとっては、特段の事情がないと裁判所に来ることはない。一般の人にも聞いてみたこともあるが、あまり裁判所に来たこともなく、親しみという点からは、裁判所は別空間なのかなというのが正直な気持ちである。それをいかに改善していくのが一つのテーマだと思う。

たまたま市の広報紙で裁判員制度の記事を見つけた。裁判所では、パンフレットなどを備えてあるが、それが国民の目に触れるように配布されているのか疑問である。

裁判は本来前向きな制度ではないので、裁判所が消極的なイメージを持たれることについては、やむを得ない面もあるのかなと思う。そういう視点からは、裁判員制度ができたのは画期的だと思う。

例えば、行政庁はカウンターで対応するが、裁判所は窓口のガラス越しで話をするようになっており、これには違和感がある。

市民は裁判制度を利用したいと思っても訴状を書く必要があるなど、手続きが難しい。訴状の書き方などを市民に知らせることで、もっと裁判所を利用しやすくなると思う。市役所の申請書などは、ほとんどチェック方式になっている。裁判所に電話することすら一般の人はちゅうちょしている現状があり、裁判所が利用しやすいことをもっと宣伝した方がよいのではないか。

裁判所のイメージとしては、相変わらず敷居が高く、暗いものがある。マ

スコミ側としては、公判期日の開廷時刻の関係で夕刊の締切りに間に合わせるのに苦慮することが多く、その辺にも配慮願いたい。

ところで、裁判員制度に関して、データベースを検索すると、この3年間で889件の記事が掲載されていた。裁判員制度の広報もいろいろとなされており、報道関係者としても広報に協力していきたいと思っている。

ただ、毒物カレー事件のように、膨大な資料と3年7月にも及ぶ期間がかかった例のことを考えると、自分個人としては辞退したいという気はある。

地裁委員会では、このような大きな事件の対処法についても聞いてみたい。

先日、裁判所、検察庁及び弁護士会で裁判員制度の模擬裁判を実施した。

今後制度の実施に向けて、証拠の出し方から根本的に変えていかなければならないと感じた。裁判員制度は、市民が自分たちで自分たちを裁くということであり、本来の国民主権の在り方に近づくものである。今回の法曹三者による模擬裁判では市民の傍聴はなかったが、徐々に市民に傍聴してもらったりビデオで見られるようにするなど、市民参加にふさわしいものとしての助走が必要である。

和歌山地裁のイメージ、あるいは一般に裁判所が敷居が高いと思われている原因はどこにあると考えられるか。

紛争というものは社会生活を営む上では不可避であり、紛争解決のシステムというものは必要不可欠なものである。裁判の制度は、社会の中で必要なシステムであると認識されなければ、どうしても市民にとっては、おっくうなものとなる。

司法については、今までは学校などで教えられるだけであったので、どうしても国民の身に付いていないのではないかと思うが、裁判員制度は司法のシステムを認識するいいきっかけになる気がする。

小学校3年あるいは4年で、立法、行政、司法について学習するが、司法は被告人の人権の関係などからベールに包まれた部分もあり身近ではない。

司法について教えるときに、「あなた達が参加する制度です。」ということ
を教える必要があるし、裁判傍聴が社会見学の一環となるようにしたい。

又、若者のモラルハザードが低下している中で、20歳になったから急に
裁判員になれというのも、今の若者のモラルからすれば悩ましい問題である。

裁判員裁判では、現実の問題として裁判員が被告人と顔を合わせることに
なるが、被告人が刑を終え出所したときに裁判員がどのように保護をしても
らえるかなどの問題もある。

和歌山市民や県民は、相談ごとがあると、まず市や県の相談を思い浮かべ、
そこで振り分けをしてもらって、最終的に裁判所へ来る人が多い。

簡易裁判所や家庭裁判所は親切になってきているが、地方裁判所ではなか
なかそうはいかず、市民が地裁へ行くことには遠慮もあるだろうし、我々も
本人が地裁へ行くことを勧められない。裁判所の担当者も実務経験が長くな
るほど精ちになる傾向があるなど、最終的にハードルを作っているのは裁判
所ではないかと思う。

市民に広報すると同時に、もう少し手続を簡単にすることができるはずだ
と思う。

裁判所としては、刑事事件の報道に関してはマスコミ関係者に協力したい
ところもあるが、関係者の都合などの事情もあり御期待に添えない部分もあ
ることにつき御理解いただきたい。

裁判所に対するアクセスについては、司法全体を取り巻く状況について、
適切な受け皿ができていくかどうかという問題がある。司法制度改革により
弁護士の数が増加して、弁護士に対する垣根は低くなることで、司法の拡大
ということになると考える。

民事事件では、裁判所に来庁した一方当事者に親切に相談に乗れば乗るほ
ど公平さを害する一面もあり、対応の限界が当事者から理解してもらえずに、
裁判所は冷たいという印象を抱いて帰る方もいるかも知れない。

検察庁としては法教育の関係では、教育委員会や教師の研修など、あらゆる場へ出向いて裁判員制度について説明したいと考えている。生徒はもとより先生に協力してもらって法教育をすることが重要であると考えている。

また、庁舎の構造については、和歌山地方検察庁も古い建物であるが、その改善については「何ができるか」ではなく「できることからやろう」と考えている。

裁判員制度の広報についても効果検証が非常に難しく、現在手探り状態である。委員の皆さんには、裁判員制度や司法支援センターについて、何でも分からないことがあれば、裁判所、検察庁、弁護士会のどこへでもよいので尋ねれば良いということを広めていただきたい。

3 2 年間、弁護士をしており、和歌山の裁判所の変遷についてはよく知っている。

その間、簡易裁判所の受付などは全く変わった。施設面でもエレベーターや待合スペースを設置したりと、裁判所も努力しているなど感じる。

弁護士事務所の在り方も変わった。以前は考えられなかったが、開かれた弁護士事務所ということから、今はタウンページにも掲載したり、看板も出して、できるだけ市民が事務所に来やすくなるようにしているが、司法支援センターが本格的に動き出すと、更に飛躍的に変わると考えられる。更に、それが裁判所の在り方にも影響することになるだろうと思われる。

今年、裁判官に大学に来て憲法の話をしてもらい、学生は非常に興味をもって聴いた。その中で裁判員制度についても講義をしてもらったが、一般の人は裁判官はもとより、弁護士とも出会うことすらあまりない。このような状況の中で、裁判官の講義を受け、質問に答えてもらったことから興味を持ち、いろいろな質問も出た。一般の人にとって裁判官などが身近な存在であるという社会の在り方を追求していくのが良いのではないかと考える。

先ほど、弁護士も変わり裁判所も変わってきたという話が出たが、まだま

だ一般の目からみるとそう変わっているようには見えない。今でも，裁判官は特別な存在である。外国では，普通の住宅の一階に裁判所があったりするなど，街の中に，普通に裁判所がある。

国民の方にも意識を変えていかなければならない点もある。裁判員制度が始まると，自分の頭で理解し考えて意見を言わなければならず，まず自分の頭で考えるという訓練が大事である。

改革という面では，裁判官や裁判所を特別な存在として置いておくのか，例えば医者と医院のような存在とするのかというように，司法あるいは裁判所をどのようなものとして考えていくのかということについては，法曹三者はあまり気付かない面があって，市民の方から提起していかなければならないと考える。

5 次回の予定等

平成18年2月7日（火）午前10時に開催する。

午前10時から法廷傍聴等を行い，協議は11時から開始する。

協議テーマは，「裁判員制度について」とする。

6 閉会（12：00）